

明石市立ゆりかご園の運営について

1 概要

明石市立ゆりかご園について、高度な専門的ノウハウを有する民間事業者による一層のサービス向上を図るため、指定管理者制度を導入します。また、現在指定管理者制度を導入している明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）と一括して指定管理者制度を導入することにより、両園を一体的に運営し、療育を行い、障害児への支援の強化充実を図ります。

2 目的

- (1) ゆりかご園とあおぞら園を指定管理者による一体運営とすることで、両園の連携強化や新たなサービスの提供等利用者サービスの向上を図ります。
- (2) 民間事業者の高度な専門的ノウハウ等の導入により、一層のサービス向上と経費削減を図ります。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

※あおぞら園の現指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

4 利用料金制

施設の利用促進により、使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、利用料金制を採用します。

5 今後のスケジュール

令和3年3月	市議会にてゆりかご園条例の一部を改正する条例案の審議
12月	市議会にて指定管理者指定議案の審議
令和4年1月	基本協定の締結、事務引継
3月	市議会において令和4年度予算案（指定管理料）の審議 令和4年度協定の締結
4月	ゆりかご園の運営を指定管理者へ移行